
件名： 二つの冤罪事件について ②

三井環メールマガジン —— 法務検察の闇を斬る

2012年 5月20日 Vol.0054

二つの冤罪事件について ②

■ 甲山事件の闇と徳島ラジオ商殺害事件② ■

甲山事件において前号一覧表のとおり昭和51年12月10日から神戸地検が独自で第2捜査を実施している。当時の担当主任検事が逢坂貞夫、補助検事が加納駿輔である。約15ヶ月をかけて捜査をしているが、(①水洗トイレ浄化槽の飛沫実験、②青葉寮非常口付近の搜索と園フェンス外側の搜索、③3月19日青葉量の宿直指導員と他の保母の事情聴取)いずれも結果は出ていないのである。

ただ第1次捜査では出なかった園児の目撃供述が3年も経った第2次捜査の事情聴取で出てきたというのだ。それは「山田保母が3月19日午後8時頃青葉寮廊下において抵抗するB園児を非常口からむりやり連れ出す様子を他の園児数名が目撃した」というものである。読者の方、考えてもらいたい。第1次捜査でも園児から何か目撃した者がいないか事情聴取をしているのである。それが3年も経た後に上記のような目撃供述が出てくること自体緒検則に反するのである。捜査検事によって作られた可能性の強い目撃供述であると私は思うのである。後で言及する徳島ラジオ商殺害事件では取り調べ検事が二人の少年の架空の目撃供述を作っているのである。

大阪高裁判決も「山田保母が逮捕されたことをテレビ等の報道で知り、他の園児とも話し、山田保母がB園児殺害の犯人であると思い込み、当日夜、山田保母がB園児を連れ出したと自分で想定してしまい、約3年後に何かを目撃しているのではないかと期待していた取調官による事情聴取の際の暗示、誘導の影響を受けて事実体験していないにもかかわらず、山田保母によるB園児連れ出しを目撃したかのような供述をしてしまったことが疑われるような状況が随所に見られる」としてその信用性を否定したのだ。私はB園児もA園児と同じくマンホールの蓋から自ら落ちた自損事故ではないかと考えているが……そうであれば殺人事件ではないのだ。前記一覧表

のとおり山田保母は昭和53年2月27日神戸地検に再逮捕され3月9日起訴されたのだ。

前記一覧表のとおり山田保母に昭和60年10月17日神戸地裁は無罪判決をした。その裁判官は私がよく知っている人物であるが政策的配慮、自己の出世等を考えたひらめ裁判官が多い中で彼だけは裁判官の独立を守る姿勢が感じられる裁判官であった。彼は無罪の心証を得たので検事が請求した証拠をことごとく却下して無罪判決をしたのである。それに対し検事は控訴したが平成2年3月23日大阪高裁は事件を破棄差戻したのだ。審理が充分尽くされていないとして破棄差戻したのである。その判断こそが大きな誤りであったと私は思うのである。要は自白調書と園児の目撃供述の二点が争点なのである。それが信用できないことは誰の目から見ても明らかなのである。この裁判によって長期に及んだのである。仮に検事の控訴を棄却しておればこの段階で無罪が確定したのだ。平成10年3月24日差戻し審の神戸地裁は予想通り無罪判決をしたが実に8年の年月を費やしたのである。山田保母の心痛は如何ばかりであったろうか。

次に無罪判決に対する控訴審議が大阪高検で行われたのである。驚くなかれ、検事が独任制官庁制を自ら放棄する事態となったのだ。当時の大阪高検検事長は甲山事件を起訴した主任検事の逢坂検事、次席検事は補助検事の加納検事であった。

私は当時大阪高検刑事部に籍を置いていたが名古屋高検総務部長に4月1日付けで転勤する予定であった。

控訴審議というのは控訴するか否かの会議であるが神戸地検の公判立会主任検事と大阪高検刑事部の検事全員とでまず刑事部長室において審議しその足で検事長室に置いて次席検事も出席して審議するシステムになっているのだ。

私は公判立会主任検事が作成した神戸地検検事正からの大阪高検検事長宛の控訴審議資料を読んで始めて甲山事件の全貌を知ることができたのである。まだ正式な資料ではなく原稿の段階であったと記憶している。

公判立会主任検事と当時刑事部には甲山事件に関与した検事もいたので私は資料を読んだ上、色々質問してみたが、どの検事も起訴自体が無理であったという判断であった。山田保母を1日だけ取り調べた原伸太郎元検事も、第1次捜査に関与した検事誰一人として起訴意見のものはいなかった。原元検事は本件で有罪判決が出れば日本の刑事裁判は闇だと考えているとさえ述べているのである。ただ公判立会主任検事は頭を抱えているのである。

何故かというと検事長が起訴検事、次席検事が補助検事であったからである。検事長は自己の面子にかけても起訴するであろうし、それは補助検事であった次席検事も同じ意見だからである。結論が決まっているのに控訴審議の場で反対意見を主張することはできないということなのだ。他の刑事部の検事も本音は控訴できないという意見であって控訴意見は誰もいな

かったと記憶している。

私は4月1日付で名古屋に行ったので正式な控訴審議には出席していないが聞くとところによると、すんなりと控訴することになり反対意見もなかったらしい。加納次席検事は最高検まで行って検事総長のお墨付きをもらったと言うのである。私が検事総長であったなら「こんな不可能な動機でかつ3年も経た園児の供述を本当に君は信用しているのか。君らの面子よりも検察の面子が大事だ。いい加減にしろ。控訴は止めろ」といったであろう。

検事は独任制官庁であるが、それは自ら正しいと考えることを堂々と主張し、自らの責任において何事も行動する義務があるのだ。起訴自体が無理だったと判断したなら検事長が起訴検事で次席検事が補助検事であったとしても控訴審議の場でその旨を堂々と主張すべき義務があるのだ。独任制官庁制を自ら放棄したと断じるべきであった。

平成11年9月29日大阪高裁は予想どおり無罪判決をして無罪が確定したのだ。起訴検事は責任を取ったであろうか。企業であればこれだけ企業の面子を傷つけたのであるから直ちに処分されるであろう。逢坂検事長は定年退官し、加納次席検事はその後、福岡高検検事長に栄転した。他方山田保母は22歳で逮捕され当時は婚約者もいたがその青春時代を含め25年間も犯人でもないのに裁判と闘わざるを得なかったのである。その精神的苦痛や負担、怒りは筆舌しがたいのである。私も受刑しているのでその心情は痛いほど分かるのだ。加納検事は退職後大阪府の顧問弁護士となり、こともあろうに府の裏金づくりの調査委員となったのだ。検察庁の裏金づくりで告発された張本人であるのに、だ。ABCテレビ他多数社は何回にも渡ってこの元検事の批判報道を繰り返したが橋本知事になって顧問契約を解雇された経緯がある。

徳島ラジオ商殺害事件が再審無罪となったことを記憶されている人は多いと思われる。甲山事件とラジオ商事件とは構造的に類似しているのだ。甲山事件は園児の供述、ラジオ商事件は少年二人の供述なのだ。甲山事件では園児の供述が検事によって作られた可能性が強いが、ラジオ商事件の少年二人の供述は検事によって明らかに架空の目撃供述が造られたのだ。世にも恐るべき冤罪事件と呼ぶ人もいるくらいである。甲山事件の第2次捜査は検事の独自捜査に近いものであり、ラジオ商事件は独自捜査なのだ。

殺人事件につき検事が独自捜査をするのは極めて異例である。ラジオ商事件というのは昭和28年11月5日、徳島駅の近くのラジオ商の4畳半の間において早朝富士鶴次郎が七首(アイクチ)で全身9ヶ所を刺され殺害された事件である。当初警察は外部犯行説で捜査が遂行されたが、徳島地検の村上検事は妻茂子を夫殺人容疑で逮捕したのである。その証拠は店員AとB二人の目撃供述であった。

「判決は本件犯行の決定的証拠はAとB両人の証言なることは論ずるまでもない。従って両証人話の信用性こそ本件の結論を左右する。」と断定している。

その証言の要旨は「物音に目を覚まし二人で4畳半の部屋をのぞいたら夫婦が格闘している姿を見た。頭の髪の毛は奥さんのようなパーマントをかけていた」という内容であった。

A、B両名の少年は、茂子が逮捕される前に電気通信法等の容疑で村上検事に逮捕され徳島刑務所に44日間勾留され、茂子に対する殺人容疑で取調べを受けたのである。毎日毎日検事から同じことばかりを質問され、その話を覚えてしまい自分の知らなかったことでも頭に浮かぶようになった。検事が調書を作成し自分はただ署名するだけで、はよう帰りたい一心で、嘘でも何でも良かった。と当時を振り返って供述しているという。かようにして架空の目撃供述が作られたのだ。

又、証言尋問に先立ち村上検事から「調書のとおり公判で証言しないと偽証で逮捕する」と脅されたという。裁判官は一審、控訴審、上告審とも少年二人の証言を信用して懲役13年の判決が確定したのだ。判決確定後少年Aは地元新聞に偽証を告白する手記を発表他方Bは遺書に偽証した事実を書いて自殺したのだ。茂子がいくら無実を訴えても二人の店員がいくら偽証だと叫んでも21年間再審の道は閉ざされたのである。いくら偽証だと訴えても裁判官は法廷の証言を信用するのである。法廷では嘘を言う人はいないとでも思っているのだろうか。

第5次の再審請求において徳島大学教授による4畳半の部屋の犯行時の照度の測定を行った結果「真暗闇」で少年二人には夫婦が格闘する姿等見えないという結論になったのだ。裁判官が現場検証をして1審段階で同じことを実験していればその段階で二人の少年の目撃供述は嘘だと判明したのである。それをしなかったことは重大な落ち度であろう。

昭和55年12月ようやく再審が開始されたが茂子はその1年前に腎臓癌のためすでに亡くなっていたのである。同60年7月9日再審無罪となったが実に事件から31年後であった。二人の少年の目撃供述が検事によって作られ、裁判官が二人の少年の嘘を見破ることができなかったのが誤判の大きな原因である。Aは「私だけでなく茂子には検事も、裁判官も謝らないかん」と言っているらしい。甲山事件は幸いにも裁判官が真相を見抜いて当初から無罪であったが、ラジオ商事件の裁判官は現場検証をすることも怠り、少年二人に騙され偽証だと訴えても耳を貸すことなく、その落ち度はきわめて重大である。誤判の被害は余りに甚大である。

終わり

著者：三井環(元大阪高検公安部長)

公式Web：<http://www.solidarite.jp/>

登録／配信中止はこちら：<https://foomii.com/mypage/>
